

29 豊健生第178-13号
平成29年5月19日

豊前市監査委員 初山 吉治 様
豊前市監査委員 岡本 清靖 様

豊前市長 後藤 元秀
(健康長寿推進課)

定期監査等の結果について(回答)

平成29年3月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 契約事務について

(1) 随意契約について

地方公共団体における契約の締結は、一般競争入札が原則であり、随意契約は施行令第167条の2第1項の各号に該当する場合に限って実施できるもので、いわば契約の例外的取扱である。

また本市では、平成19年6月1日付で、豊前市随意契約ガイドラインを制定し、随意契約に係る運用について周知を図っているところである。

今回の監査では、決裁書類に随意契約理由の記載がないもの。又は、随意契約理由の記載はあるが、適切でないものなどが見受けられた。

随意契約を行う場合は、更新時も含め、複数の業者から適切な見積りを徴すると共に、施行令167条の2第1項第1号から第9号までの法的根拠と随意契約を行う客観的理由を起案文章に明確に記載されるよう努められたい。

【措置内容】

随意契約については、豊前市随意契約ガイドラインを遵守し、施行令167条の2第1項第1号から第9号までの法的根拠と随意契約を行う適正な客観的理由を起案文章に明確に記載します。

(2) 契約保証金免除について

契約書の契約保証金を免除する場合の適用条項が適切でないものが見受けられた。

契約保証金を免除する場合においては、財務規則第 116 条各号いずれかの要件を満たすものであることを書面等で確認し、その該当条項を契約書において明確にしておく必要がある。

また、契約保証金は契約上の義務の履行を確保するために徴する担保という性質を有していることから、契約保証金又はこれに代わる担保が納付又は提供されない場合は、財務規則第 118 条に規定されている損害を補償させる措置である違約金条項をおく必要があると思われる。

【措置内容】

契約保証金を免除する場合には、要件を確認し、財務規則第 116 条の該当条項を記載し、現在の損害賠償条項へ違約金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を徴収する旨等の違約金条項を追加した契約書の作成に努めます。

(3) 自動更新条項について

各種契約において、「期間が満了する 1 箇月前までに、甲乙いずれからも契約終了の申し出がない場合、期間満了日の翌日から一年間これを延長するものとし、その後もまた同様とする。」というような、自動更新契約が見受けられた。

地方自治法第 232 条の 3 では「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これを行わなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けのない契約において、いわゆる自動更新条項を設けることはできないこととなっている。

今回の契約更新時に、長期継続契約の可否についても精査したうえで、相手方と協議し、改めて契約を締結されたい。

【措置内容】

相手方と協議し、平成 29 年度の契約締結から自動更新契約を取りやめています。

（自動更新契約条項について終了することと契約期間を年度内とすることを記した契約書を交わしております。）

2. 実績報告書の提出について

健康長寿推進課では多くの業務委託契約が締結されており、契約書等において業務完了時に実績報告書類を提出するよう規定しているが、提出された報告書の内容に不明確なものが見受けられた。

実績報告書が委託業務団体から提出されることにより、委託料の収支決算及び委託業務の履行状況等を確認し、委託金額の確定並びに事業内容、目的及び事業効果に関する審査が行われるものである。さらに各種委託業務における費用対効果についても検証が行えるよう、事業の委託内容が適正に履行されている事が明らかな実績報告書の提出を求められたい。

【措置内容】

委託業務団体が提出する実績報告書の内容を見直します。

「地域サロン実施事業運営委託契約」については、現実績報告であるサロンの開催状況等に加え、レクリエーション講座やサロン研修についての報告を求め、事業内容、目的及び事業の費用対効果に関する審査がより適性に行えるよう努めます。